

東北総合通信局重点施策 2023 「3D tohoku」

近年、新型コロナウイルス感染症対策のため、日常生活において「新しい生活様式」が定着し、デジタル化が急速に進展しました。このことは様々な手続きがオンラインでできるようになり、柔軟な働き方であるテレワークも普及するなど社会経済活動を行う上でのデジタル化の重要性を再認識することになりました。

東北地域が抱える少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退などといった課題を解決し、持続可能な発展を実現するためにはデジタル変革(DX)を進めることが必要です。

政府の掲げる「デジタル田園都市国家構想」においては、デジタルの力を活用し、社会の課題解決等に取り組むこととしております。これらを踏まえ、東北総合通信局では以下の**3つの「D」**を柱とした重点施策に取り組んでまいります。

- ・地域におけるデジタル変革(DX)の推進
- ・デジタル活用による地域課題の解決を通じた持続可能な発展(Sustainable Development)
- ・安心安全で信頼できるサイバー空間や良好な電波利用環境を確保するための能動的な取り組み(Proactive Defense)

1 デジタル変革(DX)を支えるICTインフラの整備支援

(1) 地域を支えるICTインフラの整備

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、総務省が令和4年3月29日に策定・公表した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、同年6月に設置した「東北地域デジタルインフラ整備等推進協議会」等を通じて、地域のニーズを踏まえ、地理的な条件不利地域を含めた東北地域における光ファイバ網や5G基地局等の携帯電話エリア等のICTインフラの整備支援等に取り組みます。

(2) 5Gの普及展開等の推進

東北地域の企業・地方公共団体・教育機関等が参画する「東北5Gデジタル変革推進フォーラム」の運営を通じ、事例紹介等のセミナー開催や地域における5Gの普及に向けた活動を推進するとともに、最新動向の紹介、無線局免許などの必要な手続についての支援、様々な課題解決や新たな価値の創造に向けて、ローカル5Gなどの地域のデジタル実装支援等に取り組みます。

2 デジタル活用による地域の課題解決・持続可能な発展の実現

デジタル変革(DX)を推進しデジタル活用が国民に広く浸透することにより東北地域の課題解決を通じた持続可能な発展(Sustainable Development)の実現に向けた取り組みを推進します。

- (1) 働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策に有効なテレワークの導入等に関するセミナーや専門家による無料相談等の機会を提供します。
- (2) 国の機関や経済団体等の外部機関との連携により、幅広い分野での ICT の活用を促進します。
- (3) 地方公共団体が抱える地域課題とそれに対する ICT を活用した解決案とのマッチングの機会を提供します。
- (4) 誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、デジタル活用に不安のある高齢者等にスマートフォンを利用したオンラインでの行政手続等の操作方法を習得する講習会開催等の支援を行います。
- (5) 東北から世界へと大きく成長することを目指す企業や組織に対し、東北発 ICT スタートアップの支援を行います。

3 東日本大震災からの復興・創生と防災・減災

(1) 東日本大震災からの復興・創生

令和3年度から令和7年度までの5年間は「第2期復興・創生期間」と位置付けられています。引き続き、関係機関等と協力しながら、原子力災害被災地域（福島12市町村）を中心に ICT インフラの復旧・整備等に向けて全力で取り組みます。

(2) 災害時における通信の確保と通信事業者間等の連携強化

災害対策用移動通信機器、移動電源車、臨時災害放送局機材等を無償貸与できる体制を整え、災害時における地方公共団体等からの貸与要請や県・市町村へのリエゾン派遣に迅速に対応します。臨時災害放送局機材については、貸与する際に併せて開設支援を行います。

災害時の通信を確保するため、電気通信事業者相互間等において共有すべき情報や連携体制の強化に取り組みます。

(3) 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

近年、豪雨、台風、地震等の自然災害が頻繁に発生しており、ひとたび、災害が広範囲、大規模に発生すると、長期の避難生活を余儀なくされる場合があります。避難された方々に対する復旧状況、支援関連情報の正確な伝達手段としては、日々の暮らしの中で慣れ親しんでいるテレビやラジオが有効です。災害時における情報伝達手段を確保するため、東北地域の放送ネットワークの強靱化やケーブルテレビネットワークの光化等による東北地域の耐災害性の強化に向けた取組みを支援します。

4 安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保

(1) サイバーセキュリティ対策の推進

「東北地域サイバーセキュリティ連絡会」(令和3年10月設立)を通じて、サイバーセキュリティの対策事例を紹介するセミナーやサイバー攻撃を受けた場合の対応を学ぶインシデント演習の開催等により、東北地域の企業・地方公共団体等におけるサイバーセキュリティに対する普及啓発・人材育成等に向けた取組みを推進します。

(2) インターネット・リテラシーの向上

「子どもをインターネットのトラブルから守ることを目的に、関係省庁・団体等と連携しながら、小学生から高校生までの子どもたちや保護者、教職員等に対して、スマートフォン依存、インターネット上での詐欺・誹謗中傷等、インターネット上に潜む危険の実態や特徴等を教えるインターネット安心・安全な利用のための講座「e-ネットキャラバン」の開催等を行います。

5 良好な電波利用環境の確保

(1) G7 科学技術大臣の会合の安心・安全な実施に資する電波監視

令和5年5月に宮城県仙台市において開催予定のG7科学技術大臣会合の開催に向け、重要無線通信妨害対策本部を設置し、電波監視に取り組みます。

(2) Proactive な電波監視と不法無線局の取締り強化

近年、復興関連工事をはじめとする公共工事の現場周辺においては、不法・違法無線局に係る申告が多く寄せられています。捜査機関と連携しながら、その排除、原因者への厳正な対処に引き続き取り組みます。

(3) 電波の利用ルールに関する能動的な周知啓発

公共工事を発注する関係機関との更なる連携強化を図り、公共工事の現場への周知・広報や説明会開催を通して、電波利用に関するリテラシーの向上に取り組みます。

(4) 医療機関等の電波利用環境整備の推進

医療現場における電波利用、特に医療機器への影響や電波を利用した医療機器の管理についての知識の普及促進や課題解決、医療機関における適正な電波管理に関する知識を持った人材の育成などを目的とする協議会の開催や医療関係者への説明会等を実施します

(5) 基準不適合設備に関する勧告・公表制度に基づく販売業者等への要請

電波利用環境を維持するため、混信・妨害の原因となる技術基準に適合しない無線設備(基準不適合設備)等について、販売業者等への措置要請等を実施します。

6 公務員倫理の徹底

国家公務員としての倫理を守り、また、法令遵守を徹底し公正公平な情報通信行政の実施に努めます。